市・府民税の申告

市・府民税の申告の受け付けを、下記のとおり 行います。

混雑が予想されますので、時間に余裕を持って お越しください。また、郵送での申告も可能です。 ぜひご利用ください。

問合せ

- ●市民税課☎06(6319)1990へ

〒 566-8555 (住所不要) 市民税課 市民税係

申告の受付会場・期間 ※出印網を除く

期 間 2月16日金~3月15日金 午前9時~12時・午後1時~5時

会場市役所1階・ロビー

02 申告が必要な人

- ▼令和6年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
- ●前年中(令和5年1月1日~令和5年12月31日)に営業、農業、 不動産、配当などの所得があった人
- ●給与所得者(パート・アルバイトを含む)で勤務先から市へ給与 支払報告書(源泉徴収票)の提出がない人
- ●主たる給与所得以外の所得が20万円以下の人
- ●前年中に会社を退職した人
- ※国民健康保険料・介護保険料などの算定資料および諸証明の資料 になりますので、前年中に所得がなかった人も申告が必要です
- ▼令和6年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所・ 店舗などを持っている人

03 申告が必要ではない人

- ▼令和5年分の所得税の確定申告をする人
- ▼給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票)が 提出されている人
- ▼公的年金収入のみで、各種所得控除を受けない人
- ※年末調整未済の源泉徴収票を持っている場合や2カ所以上から給 与の支払いを受けている場合、営業や不動産の収入がある場合は、 市・府民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になること があります

04 申告に必要なもの

- ▼前年中の所得を証明する書類 (源泉徴収票など)
- ▼各種所得控除を受ける人は、 前年中に支払った社会保険 料、生命保険料、地震保険料、 寄附金、小規模企業共済など の証明書(領収書)、医療費 控除・セルフメディケーショ ン税制の明細書、身体・精神 障害者手帳、療育手帳、学生 証などの控除に係る事項を証 明するもの
- ▼本人確認書類(マイナンバー を確認できる書類と身元確認
- ※代理人の場合は、代理人自 身の身元確認書類・委任状 に加えて、申告者本人の番 号確認書類の写しが必要
- ▼被扶養者・専従者の番号確認 書類の写し

障害者控除対象者認定書の発行

「身体障害者手帳」や「療育手帳」などの交付を受けていない場合でも、「要支援2以上の認定」 を受けている65歳以上で手帳の交付と同程度の障害がある人には、「障害者控除対象者認定書」

同認定書は、市・府民税や所得税において障害者控除の適用を受けるために必要となります。 希望者は、市役所1階・高齢介護課で手続きをしてください。

※認定書の発行には2週間程度かかります

問合せ 高齢介護課 介護保険係へ

所得税の確定申告

確定申告会場は、多くの納税者が来場し、大変混 間合せ 雑します。このため、自宅から「国税庁ホームペー ●e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (作成コーナ ジ」を利用し、マイナンバーカードまたは I D・パ I の使い方など) ☎ 0570 (01) 5901 へ スワードによる e-Tax (パソコン、スマートフォン) 申告にご協力をお願いします。

- ●吹田税務署☎ 06 (6330) 3911 へ ※音声案内後「0」番を選択してください

01 確定申告は自宅申告(e-Tax)で

スマートフォンやパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(右 記 QR) から申告書の作成・送信ができます。



回殺回

電子証明書(英数字6文字~16文字)」が必要です。

マイナンバーカードによる申告には、「利用者証明書用電子証明書(数字4桁)と「署名用

※マイナンバーカードの取得は市民課、申告用の I D・パスワードの取得は吹田税務署へ

02 申告の受付会場・期間 ※出旧網を除く

- ※入場整理券の配付状況により、早めに相談受付を終了する場合があります
- 会場 JEC日本研修センター江坂 (吹田市江坂町 1-13-41 5階) ※会場専用の駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関をご利用ください ※吹田税務署には相談会場を設けていません

03 確定申告会場の地図



04 会場への入場には 「入場整理券」が必要

- ①会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入 場には、入場できる時間枠が指定された「入場 整理券」が必要です(作成済申告書の提出のみ であれば不要)。
- ②入場整理券は会場で当日配布します。LINE アプ リで「国税庁公式アカウント」を友だち追加する ※友だち追加は(右記 QR)から 国税庁公式アカウントレー
- ③入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお 願いする場合があります。当日の配布状況は、国 税庁ホームページから確認できます。
- ④筆記用具や計算器具などをご持参ください。

医療費控除を受ける人へ

医療費の領収書の提出の代わりに「医療 費控除の明細書」の添付が必要です。

※医療費の領収書は5年間保存する必要が あります。税務署から求められたときは 提示または提出が必要です

ふるさと納税をした人へ

寄附先自治体に「ふるさと納税ワンストップ特 例」の申請を行った場合でも、次の場合は、その 年のふるさと納税の全額を確定申告または市・府 民税申告する必要があります。

①確定申告書や市・府民税申告書を提出する場合 ②ふるさと納税の自治体が6団体以上となる場合